

学校法人国士館寄附行為

制定	昭和36年4月1日		
改正	昭和59年4月28日	昭和59年5月1日	昭和61年8月7日
	平成6年1月24日	平成6年3月16日	平成6年11月16日
	平成6年12月5日	平成7年3月16日	平成8年12月19日
	平成11年10月22日	平成11年12月13日	平成11年12月22日
	平成12年7月21日	平成12年7月28日	平成12年12月21日
	平成13年9月12日	平成13年12月20日	平成14年12月19日
	平成15年5月30日	平成16年1月7日	平成17年3月31日
	平成17年3月31日	平成17年12月5日	平成18年1月31日
	平成18年8月18日	平成19年4月13日	平成19年10月15日
	平成20年3月31日	平成21年6月12日	平成22年4月1日
	平成23年4月1日	平成25年5月29日	平成28年1月27日
	平成28年6月14日	平成29年7月26日	平成29年10月11日
	平成30年3月16日	平成30年5月23日	令和2年1月22日

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、学校法人国士館と称する。

(事務所の所在地)

第2条 この法人は、事務所を東京都世田谷区世田谷四丁目28番1号に置く。

第2章 目的及び設置する学校

(目的)

第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、聖人至徳を志し、不断の読書、体験、反省により、誠意・勤労・見識・気魄を涵養し、もって道義日本を建設し、世界の平和と進運とに貢献する有為の人材を養成する教育を行うことを目的とする。

(設置する学校)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

(1) 国士舘大学

大	学	院	政	治	学	研	究	科
			経	済	学	研	究	科
			経	営	学	研	究	科
			ス	ポ	ー	ツ	・	シ
			ス	ポ	ー	ツ	・	シ
			ポ	ー	ツ	・	シ	ス
			テ	ム	研	究	科	
			救	急	シ	ス	テ	ム
			研	究	科			
			工	学	研	究	科	
			法	学	研	究	科	
			総	合	知	的	財	産
			法	学	研	究	科	
			人	文	科	学	研	究
			科					
			グ	ロ	ー	バ	ル	ア
			ジ	ア	研	究	科	
政	経	学	部	政	治	行	政	学
				科				
				経	済	学	科	
体	育	学	部	体	育	学	科	
				武	道	学	科	
				ス	ポ	ー	ツ	医
				科				学
				こ	ど	も	ス	ポ
				ー	ツ	教	育	学
				科				科
理	工	学	部	理	工	学	科	
法	学	部		法	律	学	科	
				現	代	ビ	ジ	ネ
				ス	法	学	科	
文	学	部		教	育	学	科	
				史	学	地	理	学
				科				科
				文	学	科		
2	1	世	紀	ア	ジ	ア	学	科
2	1	世	紀	ア	ジ	ア	学	科
経	営	学	部	経	営	学	科	

(2) 国士舘高等学校

全	日	制	課	程	普	通	科
定	時	制	課	程	普	通	科

(3) 国士舘中学校

第3章 役員及び理事会

(役員)

第5条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 11人以上15人以内
- (2) 監事 2人又は3人

2 理事のうち1人を理事長とし、理事総数の過半数の議決により理事会で選任する。理事長

の職を解任するときも、同様とする。理事長は、常勤とする。

- 3 理事（理事長を除く。）のうち、1人を副理事長とすることができる。副理事長は、理事総数の過半数の議決により選任する。副理事長の職を解任するときも、同様とする。
- 4 理事（理事長を除く。）のうち、5人以内を常任理事とし、理事総数の過半数の議決により選任する。常任理事の職を解任するときも、同様とする。

（理事の選任）

第6条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 国士舘大学学長
 - (2) 評議員のうちから、評議員会の推薦に基づき理事会で選任した者 4人又は5人
 - (3) 学識経験者のうちから、理事会で選任した者 6人以上9人以内
- 2 前項第1号及び第2号の理事は、国士舘大学学長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

（監事の選任及び職務）

第7条 監事は、この法人の理事、職員（国士舘大学学長、国士舘高等学校校長、国士舘中学校校長、教員及びその他の職員を含む。）、評議員又は役員配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であって理事会において選出した候補者の中から、評議員会の同意を得て理事長が選任する。

- 2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。
- 3 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。
 - (1) この法人の業務を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (4) この法人の業務、財産及び理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
 - (5) 第1号から第3号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
 - (6) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。
 - (7) この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行の状況について、理事会及び評議員会に出席して、意見を述べること。
- 4 前項第6号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。
- 5 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に

著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(役員任期)

第8条 役員（第6条第1項第1号に掲げる理事を除く。以下この条において同じ。）の任期は、3年（就任の日を起算日とする。）とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なお、その職務を行う。

(役員補充)

第9条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

(役員解任及び退任)

第10条 役員（第6条第1項第1号に掲げる理事を除く。）が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会における理事総数の4分の3以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

(1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないとき。

(3) 職務上の義務に著しく違反したとき。

(4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 役員は、次の事由によって退任する。

(1) 任期の満了

(2) 辞任

(3) 死亡

(4) 私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

(理事会)

第11条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

2 理事会は、この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

(理事会の招集)

第12条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項について、書面による通知を会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、相当と認める方法で通知することができる。

3 理事長は、理事総数の3分の2以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内に理事会を招集し、会議を開催しなければならない。

(理事会の議長)

第13条 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

- 2 理事長が、前条第3項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。この場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
- 3 第7条第4項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。

(理事会の成立)

第14条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、理事総数の3分の2以上の理事が出席しなければ、会議を開催することができない。ただし、第15条第2項の規定による除斥のため出席した理事数が3分の2に達しないときは、この限りでない。

- 2 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

(理事会の議決)

第15条 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別に定めるもののほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(業務の決定の委任)

第16条 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(理事長、副理事長及び常任理事等の職務)

第17条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長を置いたとき、副理事長は、理事長を補佐する。
- 3 常任理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を分掌する。
- 4 理事長は、常任理事以外の理事にも、この法人の業務の一部を分掌させることができる。

(理事の代表権の制限)

第18条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事長職務の代理等)

第19条 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

(議事録)

第20条 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちから互選された理事2人以上が署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。
- 3 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

第4章 役員がこの法人に対する損害賠償責任

(役員がこの法人に対する損害賠償責任)

第21条 役員は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

- 2 前項の責任は、総評議員の同意がなければ、免除することができない。

(責任の免除)

第22条 役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定により免除することができる額を限度として理事会の議決によって免除することができる。

(責任限定契約)

第23条 理事（理事長、副理事長、常任理事、業務を執行したその他の理事又はこの法人の職員でないものに限る。）又は監事（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金20万円以上であらかじめ定めた額と私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律で定める額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

第5章 評議員会及び評議員

(評議員会)

第24条 この法人に、評議員会を置く。

- 2 評議員会は、23人以上32人以内の評議員をもって組織する。

(評議員会の招集)

第25条 評議員会は、理事長が招集する。

- 2 評議員会を招集するには、評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項について、書面による通知を会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急の場合は、この限りではない。
- 3 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から、会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。

(評議員会の議長)

第26条 評議員会に議長を置く。議長は、評議員の互選で定める。

(評議員会の成立)

第27条 評議員会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、評議員総数の過半数の出席がなければ、会議を開催することができない。ただし、第28条第3項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。

- 2 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

(評議員会の議決)

第28条 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別に定めるもののほか、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 前項の場合において、議長は、評議員として議決に加わることができない。
- 3 評議員会の議事について特別な利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 第20条第1項及び第2項の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条第2項中「理事のうちから互選された理事」とあるのは、「評議員のうちから互選された評議員」と読み替えるものとする。

(諮問事項)

第30条 この寄附行為に別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項については、理事長があらかじめ評議員会の意見を聴かななければならない。

- (1) 予算及び事業計画
- (2) 事業に関する中期的な計画
- (3) 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び積立金の処分並びに重要な不動産の取得に関する事項
- (4) 役員に対する報酬等（報酬、賞与、その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準

- (5) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄に関する事項
- (6) 寄附行為及び寄附行為施行規則の変更に関する事項
- (7) 合併
- (8) 目的たる事業の成功の不能の解散
- (9) 寄附金品の募集に関する事項
- (10) その他、この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認めるもの

(議決事項)

第31条 この寄附行為に別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項については、評議員会の議決を得なければならない。

- (1) 重要な基本財産及び運用財産中の重要な不動産の処分に関する事項
- (2) この法人における学校の設置及び改廃に関する事項

(意見具申等)

第32条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の選任)

第33条 評議員となる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 国士舘大学学長、国士舘高等学校校長及び国士舘中学校校長のうちから互選された者 2人
 - (2) この法人の専任教員及び専任職員のうちから、理事会において選任した者 9人以上11人以内
 - (3) この法人の設置する学校を卒業した者で、年齢25年以上の者のうちから、理事会において選任した者 5人又は6人
 - (4) 学識経験者のうちから、理事会において選任した者 6人以上13人以内
- 2 前項第1号及び第2号に規定する評議員は、その前提となる専任教員及び専任職員の地位を退いたときは、評議員の職を失うものとする。

(任期)

第34条 評議員（第33条第1項第1号に掲げる評議員を除く。）の任期は、3年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

- 2 評議員は、再任されることができる。

(評議員の解任及び退任)

第35条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき。
- (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。

- (3) 評議員にふさわしくない重大な非行があったとき。
- 2 評議員は次の事由によって退任する。
 - (1) 任期の満了
 - (2) 辞任
 - (3) 死亡

第6章 館長及び顧問

(館長)

第36条 この法人に館長を置くことができる。

- 2 館長は、創立の精神を承継する者とし、前館長の申し出に基づき理事会が選任する。
- 3 館長は、創立の精神を護持し、この学園を表徴する。
- 4 館長は、学園業務に関与しないものとする。

(顧問)

第37条 この法人に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、この法人に特に功労のある者又は学識経験者のうちから、理事会が委嘱する。
- 3 顧問は、理事会又は評議員会が、必要と認める重要事項の諮問に応ずるものとする。
- 4 顧問は、非常勤とする。
- 5 顧問の任期は、3年とする。ただし、再任されることができる。

第7章 資産及び会計

(資産)

第38条 この法人の資産は、財産目録に記載のとおりとする。

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、これを分けて基本財産及び運用財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。
- 3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。
- 4 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産又は運用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第40条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第41条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として、理事長が保管する。

(経費の支弁)

第42条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、次の各号の運用財産をもって支弁する。

- (1) 基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実
- (2) 授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産

(会計)

第43条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

(予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画)

第44条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

2 この法人の事業に関する中期的な計画は、3年以上5年以内において理事会で定める期間ごとに、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第45条 予算で定めたものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)についても同様とする。

(決算及び実績の報告)

第46条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

2 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に決算及び事業の実績を監事の意見を付して評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第47条 この法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業

報告書及び役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。）を作成しなければならない。

- 2 この法人は、前項の書類、第7条第2項第4号の監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為を各事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

（情報の公表）

第48条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

- （1） 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為の届け出をしたときの寄附行為の内容
- （2） 監査報告書を作成したときの当該監査報告書の内容
- （3） 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く。）を作成したときのこれらの書類内容
- （4） 役員に対する報酬等の支給の基準を定めたときの当該報酬等の支給の基準

（役員の報酬）

第49条 役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って策定した額を報酬等として支給することができる。

（資産総額の変更登記）

第50条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末現在により、会計年度終了後3月以内に登記しなければならない。

（会計年度）

第51条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

第8章 解散及び合併

（解散）

第52条 この法人は、次の各号に掲げる理由によって解散する。

- （1） 理事会における理事総数の3分の2以上の議決及び評議員総数の3分の2以上出席した評議員会における出席した評議員の3分の2以上の議決
- （2） この法人の目的である事業の成功が不能となった場合で、理事会における出席した理

事の3分の2以上の議決及び評議員総数の3分の2以上出席した評議員会における出席した評議員の3分の2以上の議決

(3) 合併

(4) 破産

(5) 文部科学大臣の解散命令

2 前項第1号に掲げる理由による解散にあつては、文部科学大臣の認可を、同項第2号に掲げる理由による解散にあつては、文部科学大臣の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第53条 この法人が解散した場合（合併又は破産によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会において、出席した理事の3分の2以上の議決及び解散のときにおける評議員会の議決により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、理事会における理事総数の3分の2以上の議決及び評議員総数の3分の2以上出席した評議員会における出席した評議員の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第9章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第55条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会における出席した理事の3分の2以上の議決及び評議員会における出席した評議員の過半数の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決及び評議員会における出席した評議員の過半数の議決を得て、文部科学大臣に届出なければならない。

第10章 補則

(書類及び帳簿の備付)

第56条 この法人は、第47条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を常に事務所に備えて置かなければならない。

(1) 役員及び評議員の履歴書

- (2) 収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類
- (3) その他の必要な書類及び帳簿

(公告の方法)

第57条 この法人の公告は、国土館掲示場に掲示して行う。

(施行規則等)

第58条 この寄附行為の施行規則、その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附 則

1 この法人組織変更当初の役員は当分の間次の通りとする。

理事 柴田梵天

理事 眞野正順

理事 樹下信雄

理事 中村宗雄

理事 岡本正徳

監事 佐伯唯一

監事 曾田彦一

2 この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和59年4月28日）から施行する。

3 この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和59年5月1日）から施行する。

4 この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和61年8月7日）から施行する。

5 この寄附行為施行時、現に役員、評議員、館長及び顧問である者は、この寄附行為の規定するところにより選任又は委嘱されたものとみなす。

6 この文部大臣認可（平成6年1月24日）の寄附行為は、平成6年4月1日から施行する。

7 この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成6年3月16日）から施行する。

8 この文部大臣認可（平成6年11月16日）の寄附行為は、平成7年4月1日から施行する。

9 この文部大臣認可（平成6年12月5日）の寄附行為は、平成7年4月1日から施行する。

10 この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成7年3月16日）から施行する。

11 この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成8年12月19日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成11年10月22日）から施行する。

附 則

この文部大臣認可（平成11年12月13日）の寄附行為は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成11年12月22日）から施行する。

附 則

- 1 平成12年7月21日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 工学部電気工学科は、改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず平成13年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成12年7月28日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成12年12月21日）から施行する。

附 則

- 1 平成13年9月12日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 工学部機械工学科、土木工学科及び建築学科は、改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず平成14年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成13年12月20日）から施行する。

附 則

- 1 平成14年12月19日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 政経学部一部は、改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず平成15年3月31日に当該学部 に在学する者が当該学部 に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成15年5月30日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成16年1月7日）から施行する。

附 則

平成17年3月31日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この文部科学大臣認可（平成17年3月31日）の寄附行為は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成17年12月5日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成18年1月31日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成18年8月18日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成19年10月15日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成21年6月12日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成25年5月29日から施行する。

附 則

- 1 この寄附行為は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 政経学部政治学科は、改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず平成28年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成28年6月14日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成29年7月26日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成29年10月11日）から施行する。

附 則

- 1 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成30年3月16日）から施行する。
- 2 この寄附行為の施行に伴い、平成32年5月末日までに新たに選任される理事、評議員及び監事の任期は、平成32年5月末日とする。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（令和元年12月5日）から施行する。

附 則

この文部科学大臣認可（令和2年3月24日）の寄附行為は、令和2年4月1日から施行する。